



## 1. テレビ朝日によるダイオキシン汚染に関する報道訴訟上告審

- 埼玉県産の野菜から高濃度のダイオキシンが検出されたとのテレビ報道について、埼玉県内の野菜生産農家が、テレビ局に対し、謝罪広告と損害賠償を請求した事案

最高裁判所

平成14年(受)846号第一小法廷

判決： 平成15年10月16日 破案差戻

上告人： 29名(埼玉県所沢市内において  
ほうれん草等を生産する農家)  
(一審:376名、二審:41名)

被上告人： 全国朝日放送株式会社  
(「朝日放送」)

## 事案の概要

所沢市は、平成4年ころから廃棄物焼却施設等が集中して配置され、ダイオキシン類汚染が問題となっていた。

A市農協は、所沢産のほうれん草と里芋のダイオキシン類濃度の調査を財団法人日本食品分析センターに依頼し、平成9年8月にその結果の報告を受けながら、これを公表せず、「調査結果が出ていない。」とし、所沢市議会等で問題とされた。

3

民間の研究機関であるB研究所は、平成10年、所沢産の煎茶2検体、ほうれん草4検体、隣町産の大根の葉と根各1検体の分析をカナダの会社に依頼したところ、各検体から、1グラム当たり、煎茶につき、3.60、3.81ピコグラム、ほうれん草につき、0.635、0.681、0.746、0.750ピコグラム、大根の葉につき、0.753ピコグラムのダイオキシン類が検出されたとの結果を得た。

ダイオキシン類による環境問題の研究者であるC教授らは、平成10年、「所沢産」のラベルが付けられた白菜1検体(4つ切りされてラップに包まれたもの)から1グラム当たり3.4ピコグラム、所沢市内で採取した

4

ほうれん草1検体から1グラム当たり0.859ピコグラムのダイオキシン類を検出していた。

朝日放送は、平成7年10月から平成9年11月まで「ザ・スクープ」という報道特集番組でダイオキシン類問題の特集して放送した上、平成11年2月1日のニューステレビ番組「ニュースステーション」内において、ダイオキシン問題に関する特集番組を企画。

フリップに「野菜のダイオキシン類濃度」「全国(厚生省調べ)0~0.43ピコg/g 所沢(B研究所調べ)0.64~3.80ピコg/g」と表記した。

出演したA研究所所長は次のように説明した。

5

A研究所が所沢産の野菜を調査したところ、1g当たり0.64~3.80pgTEQのダイオキシン類が検出された。

その結果は、全国の野菜を対象とした調査結果に比べて突出しており、約10倍の高さであること。

所沢市周辺のダイオキシン類による大気汚染濃度は、我が国の平均よりも5~10倍高く、我が国のダイオキシン類による大気汚染濃度は、世界よりも10倍高い。

体重40kgの子どもが所沢産のほうれん草を20~100g食べた場合にWHOが定める耐容1日摂取基準を超える等。

6

本件放送の翌日以降、ほうれん草を中心とする所沢産の野菜の取引停止が相次ぎ、その取引量や価格が下落。朝日放送は、本件放送の17日後、1グラム当たり3.80ピコグラムとされた検体が実は煎茶であることを明らかにし、所沢市内のほうれん草生産農家に迷惑をかけたことを謝罪。

これに対し、生産農家が、所沢産野菜の安全性に対する信頼が傷つけられ、原告らの社会的評価が低下して精神的損害を被った旨、野菜の価格の影響等により財産的損害を被った旨、主張し、不法行為に基づき、謝罪広告と損害賠償を求めた事案。

7

## 争点

- (1) 本件放送により原告らの名誉が毀損されたか。
- (2) 本件放送は、公益目的があるといえるか。
- (3) 本件放送において摘示された事実及び意見・論表の前提となる事実は、主要な部分において真実であるとして、違法性が阻却されるか。

8

## 判決の要旨

### (1) 名誉が毀損されたか

報道番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべき。

本件放送は、一般の視聴者に所沢産の葉物野菜の安全性に対する信頼を失わせ、生産農家の社会的評価を低下、その名誉を毀損した。

9

### (2) 公益目的があるといえるか

本件放送は、所沢産の野菜のダイオキシン類の汚染の実態についての調査結果を報道するものである。公共の利害に関するもの。

報道機関としての社会的使命及びダイオキシン類問題に関する従前からの取組等を勘案すると、本件放送は、専ら公益を図る目的で行われたものと認めることができる。

10

### (3) 主要部分の真実性

報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断するのが相当。テレビジョン放送をされる報道番組においては、新聞記事等の場合とは異なり、視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるのであり、録画等の特別の方法を講じない限り提供された情報の意味内容を十分に検討したり再確認したりすることができない。

11

本件放送を視聴した一般の視聴者は、本件放送中で測定値が明らかにされた「ほうれん草をメインとする所沢産の葉っぱ物」にせん茶が含まれるとは考えないのが通常。せん茶を除外した測定値は1グラム当たり0.635～0.753ピコグラムのダイオキシンが検出されたにすぎないことからすると、本件摘示事実の重要な部分について、それが真実であることの証明があるといえない。

12

一般の視聴者は、放送された葉物野菜のダイオキシン類汚染濃度の測定値、とりわけその最高値から強い印象を受け得ることに鑑みると、その採取の具体的な場所が不明確で、しかも僅か1検体の白菜の測定結果が本件摘示事実のダイオキシン類汚染濃度の最高値に比較的近似しているとの調査結果をもって、本件摘示事実の重要な部分について、それが真実であることの証明があるということとはできない。

13

## 2. O-157による食中毒(カイワレ大根の風評被害)

- 厚生省がO-157による集団食中毒事件の原因としてカイワレ大根である可能性があるとの調査結果を公表した事実について、国に対して、事業損失、信用回復費用、慰謝料等を請求した事案

東京高等裁判所(控訴審)

平成13年(ネ)第3067号

損害賠償請求控訴事件

判決：平成15年5月21日

14

原告(控訴人): 日本かいわれ協会  
かいわれ業者(19名)  
被告(被控訴人): 国

15

## 事案の概要

平成8年7月12日、大阪府堺市において、市立小学校に在学する児童らに血便や下痢などの集団食中毒事件が発生。

7月14日、有症者の便から、腸管出血性大腸菌 O-157が検出された。

有症者数は6561名にのぼり、女児2名が死亡。

厚生省(当時)は、堺市に職員・専門家らを派遣し、原因究明プロジェクトチームを立ち上げ、原因の究明を行った。有症者及び健康者に対する喫食状況調査:対象人員 1万人超。

16



8月7日、「貝割れ大根については、原因食材と断定できないが、その可能性も否定できないと思料される」との内容の「堺市学童集団下痢症の原因について(中間報告)」を作成。厚生大臣(当時)は記者会見においてその内容を公表。厚生省は9月26日、「堺市学童集団下痢症の原因究明について(調査結果のまとめ)」という「最終報告書」をまとめ、そこで、集団食中毒の原因として、特定の生産施設から7月7日から9日に出荷された「貝割れ大根が最も可能性が高いと考えられる」とした。

17

厚生大臣の中間報告発表後、本件集団食中毒事件の原因が貝割れ大根である可能性が高いとの報道がマスメディアで行われ、その結果、スーパーマーケットの店頭から貝割れ大根は撤去され、新規の注文はほとんど停止されるなどして、貝割れ大根の売り上げは激減した。そこで、貝割れ大根の生産、販売業者及びそれらが構成する「日本かいわれ協会」が、厚生省の行った各報告は、貝割れ大根が集団食中毒事件の原因食材であり、これによって貝割れ大根一般の安全性に疑問があるかのような印象を与える違法なものであるとして、国に対して国家賠償請求を求めた。

東京地方裁判所は第一審の請求を棄却。

18

## 争点

- (1) 疫学的調査の適否及び報告の判断の合理性
- (2) 報告の公表の適法性及び相当性
- (3) 損害額

## 判決の要旨

- (1) 疫学的調査の適否及び報告の判断の合理性

O-157の菌は貝割れ大根に常在するものでなく、本件特定施設の水、土壌、種子等からO-157の菌が検出されず、同所から出荷されるまでの過程における汚染の経路が明らかにならなかったことに鑑みと流通過程における汚染の可能性も否定できない。

学校給食のために納入された量が本件特定施設の出荷した貝割れ大根の総量の約4.3%に過ぎない。

他に出荷された圧倒的多数の量(95%超)からの発症例が皆無に近く、貝割れ大根が原因食材であることを否定する方が、事実を則している感を否めない上、本件集団下痢症の大量発生には、学校給食を含む流通の過程が寄与した可能性の方が大きかった。この過程における衛生管理にも、大きな関心が向けられるべきであった。

調査や分析の手法等において疫学的な調査の手法に則ったもので、(ア)本件集団下痢症が発生した時期及び場所の特定、(イ)発生原因の特定、(ウ)原因食喫食日の特定、(エ)原因献立の特定、(オ)原因食材の特定の各項目を順次検討して上記結論に至った点も不合理とまではいうことができず、本件調査及びその分析の過程において、恣意的な判断があったともいえない。

各報告は、原因食材の観点から調査の結果を分析しており、その分析及びこれにより得られた結論には合理性を認めうるが、学校給食に関してのみ本件集団下痢症の大量発生を見た原因についての検討は不十分であったという他ない。

## (2) 報告の公表の適法性

各報告の公表は、本件集団下痢症の原因が未だ解明されない段階において、食品製造業者の利益よりも消費者の利益を重視して講じられた厚生省の初めての措置として歴史的意義を有し、情報の開示の目的、方法、これによる影響についての配慮が十分であったか、疑問を残すものの、国民一般からは歓迎すべきこと。

各報告の公表は、なんらの制限を受けないものでもなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法1条1項に基づく責任が生じることは、避けられない。

## 報告の公表の相当性

本件において、厚生大臣が、記者会見に際し、一般消費者及び食品関係者に「何について」注意を喚起し、これに基づき「どのような行動」を期待し、「食中毒の拡大、再発の防止を図る」目的を達しようとしたのかについて、所管する行政庁としての判断及び意見を明示したと認めることはできない。かえって、厚生大臣は、中間報告においては、貝割れ大根を原因食材と断定するに至らな

いにかかわらず、記者会見を通じ、前記のような中間報告の曖昧な内容をそのまま公表し、かえって貝割れ大根が原因食材であると疑われているとの誤解を広く生じさせ、これにより、貝割れ大根そのものについて、O-157による汚染の疑いという、食品にとっては致命的な市場における評価の毀損を招き、全国の小売店が貝割れ大根を店頭から撤去し、注文を撤回するに至らせたと認められる。

このような中間報告の公表により、原告である業者や協会の事業が、困難に陥ることは、容易に予測することができたというべきであり、食材の公表に伴う貝割れ大根の生産及び販売等に対する悪影響について農林水産省も懸念を表明していたのであり、それにもかかわらず、上記方法によりされた中間報告の公表は、違法であり国家賠償責任を免れない。

## 損害額

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 返品、注文の取消しにより<br>被った損害  | — × |
| (2) 商品としての評価、信用毀<br>損による損害 | —   |

29

## 3. 肉牛の口蹄疫感染を巡る消却処分

- 口蹄疫感染が疑われたため、家畜伝染病予防法に基づき全頭のと殺、埋却を余儀なくされた家畜業者が、国及び北海道に対し、損失の補償を請求した事案

札幌地方裁判所

平成12年(ワ)第2958号

損失補償等請求事件

判決：平成14年12月19日

30

原告： 肉牛農場を経営する会社  
その会社の役員及びその母親  
被告： 国  
北海道

31

## 事案の概要

原告会社の飼育する肉牛に口蹄疫感染が疑われ、家畜伝染病予防法16条等に基づき、全頭のと殺、埋却を余儀なくされたことに関して、原告会社が、憲法29条3項に基づき、被告国に対して、損失の補償を請求し、また、原告らが、被告北海道の行った埋却に関する指示は違法であり、これにより原告らは損害を被ったと主張して、被告北海道に対して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求。

32



日本は明治41年を最後に口蹄疫の発生がなく、国際的に口蹄疫清浄国として承認されていたものの、平成12年3月及び4月、宮崎県で相次いで口蹄疫ウイルスへの感染の疑いのある肥育牛が発見され、周辺地域の家畜の移動制限及び搬出制限、疑似患畜のと殺及び埋却等の措置がとられた。

宮崎県で発生した口蹄疫の原因として中国産の輸入粗飼料などが考えられたため、国は、口蹄疫清浄地域以外からの外国産輸入粗飼料を使用している農場及び移動制限及び搬出制限地域から牛を導入している農場に対し、血清疫学調査を行うこととし、各都道府県に通知した。

北海道十勝家畜保健衛生所は、平成12年4月7日、原告会社が口蹄疫清浄地域以外からの輸入飼料を使用していたことから、血清疫学調査を行い、採血を実施したところ、陽性を示す牛が5頭発見された。

十勝家保の家畜防疫員は、4月24日から5月9日にかけて、血清疫学検査を再実施するとともに、飼養牛から抽出した牛から採取した血液及びプロバング材料を農林水産省家畜衛生試験場海外研究部に送付して検査を依頼。両検査の結果から口蹄疫の疑似患畜であると診断し、原告会社に対して、飼料の埋却と牛のと殺を指示した。

最終的には、口蹄疫ウイルスに特異的なバンドが検出された飼養牛2頭を含む擬似患畜と診断された705頭についてと殺措置が施され、と殺された牛及び飼料については、埋却する作業が実施された。

農林水産大臣は、原告会社からの請求に対し、家畜伝染病予防法58条1項の規定に基づく手当金として、牛及び汚染物品である飼料の評価額の5分の4に相当する金額を支払った。

これに対し、原告会社は、口蹄疫の原因は国の検疫及び消毒体制の不備が原因であり、原告会社には何らの過失も存しないため、と殺による損失の全てが補償されるべきであるとし、家畜伝染病予防法58条1項の規定は憲法29条3項に違反すると主張し、手当金として支給されなかった牛及び汚染物品である飼料の評価額の5分の1に相当する金員の支払を求めた。

35

## 争点

- (1) 被告国が行った牛のと殺及び飼料の埋却を指示する処分は、個人の財産について、社会公共の利益のために国民の財産権を剥奪するものとして、原告に対し、憲法29条3項に基づき、本件と殺による損失全部の補償をしなければならないか。
- (2) 本件埋却処分に関し、牛舎から約10メートルに位置し、人家にも近接する場所での埋却を行うことを内容とする被告北海道の指示は、予防法21条1項、及び予防法施行規則29条の規定に反するか。

36

- (3) 本件埋却に関し、牛の死体という感染性一般廃棄物について、焼却せず、また内容が漏出しない容器に入れることのないまま埋め立て処分による廃棄を命じた被告北海道の指示には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に反する違法はあるか。
- (4) 本件埋却に関する被告北海道の指示により、不動産の評価損、休業損害、精神的損害等、原告会社の取締役及びその母親に、何らかの経済的な損害が生じたと認められるか。

37

## 判決の要旨

- (1) 被告国が行ったと殺及び飼料の埋却指示  
口蹄疫が極めて強い感染力を有することに鑑み、公共の秩序や安全に対する危険を除去するための規定  
公共の安全を脅かす危険性の高い財産に内在する制約であり、憲法29条3項の補償の対象には含まれない
- (2) 本件埋却処分の場所的問題  
埋却を行う場所に関する規定は、不適切な場所に埋却されることによる伝染病の蔓延を防止することを目的として設けられた規定  
個別具体的な事情に応じて、現実に人が接近するおそれや、掘返しが行われるおそれがあるか等の事情を考慮し、決定すれば足りる

38

## 判決の要旨

### (3) 廃棄物処理法との関係

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの

口蹄疫は、人には全く無害というのが誤解のない表現であるとの見解が示され、人の健康に被害を与えることはないというべきであり、特別管理一般廃棄物には該当しない

### (4) 原告会社の取締役及びその母親の損害

(1)(2)(3)についての原告らの主張には理由がなく、請求は認められない以上、(4)について判断する必要はない

39

## 4. 東海村臨界事故における漁業補償

- 東海村臨界事故発生後、取引先からの引取りを拒絶された水産業者が、焼却処分した水産物に相当する売上減少分について、原子力事業者に対して、損害賠償を請求した事案

水戸地方裁判所

平成12年(ワ)第487号

平成14年(ワ)第303号

損害賠償請求事件

判決：平成15年6月24日

40

原告： 水産物加工販売会社  
被告： 株式会社ジェー・シー・オー

41

## 事案の概要

ウラン化合物の精製販売等を業とし原子力事業者としての許可を受けた被告が、平成11年9月30日午前10時35分ころ、東海事業所転換試験棟内で、精製後のウラン酸化物を溶解後、当該溶液を均一化する作業中に放射線放射事故を発生させた。

付近の水産加工業者が、取引先に加工した製品の引取を拒絶され焼却処分したため損害を被ったとして損害賠償を請求。

42

## 争点

中心的争点は、本件事故によって原告に損害が発生したといえるか。

原告は本件事故により海産物製品の引き取りを取引業者Aに拒否され、他に転売できないことから、止むなく環境衛生組合で焼却処分したので、本製品の時価相当の損害を被ったと主張。

43

## 判決の要旨

原告の主張は、変遷しており、その内容も不自然であるのみならず、原告主張に沿うかのような原告代表者及び証人の供述部分については、これを裏付けるに足りるだけの的確な客観的証拠はなく、かえって、これに反する証拠状況である以上、原告主張の損害があったと認めることはできない。

44

なお、付言するに、前記の点を措いても、原告は、製品や原料の転売が不可能であったと主張するが、原告がA社に対し更に引取を求めて交渉したり、当該品物の転売先を探す努力をした形跡は全くないのであり、そのような努力をしてもなお損失を被らざるを得なかったことを認めるに足りる証拠はないから、原告主張の損害には、本件事故との相当因果関係を認めることはできない。